

## 後志利別川水系後志利別川

## 1. 対象区間

種 別	河 川 名	起点(KP)	終点(KP)	延長(km)
幹 川	後志利別川	0.0	51.0	51.0
計				51.0

## 2. 規制の方針

## 1) 後志利別川

KP2.0～15.0 は規制区間とする。

その他の区間は禁止区間とする。

[理由]

後志利別川の河川改修は、人口・資産が集中しているせたな町及び今金町市街地の流下能力不足を解消するため計画的な河道掘削を実施している。

第18次計画期間中は、KP2.0～15.0の区間において、河道掘削を実施する計画となっており、掘削土は河川事業のほか、他事業と連携した後志利別川流域治水対策で利用する予定であるが、利用土以外の砂利等については砂利採取が可能である。

その他の区間においては、後志利別川はサケ・アユ・カワヤツメの漁業権の設定や遡上産卵河川であり、生態系への影響が懸念されることから、継続して禁止区間とする。





## 後志利別川水系後志利別川 美利河ダム

## 1. 対象区間

種別	河川名	起点(KP)	終点(KP)	延長(km)
幹川	後志利別川(美利河ダム)	51.0	56.6	5.6
支川	ピリカベツ川(美利河ダム)	0.0	3.4	3.4
支川	ニセイベツ川(美利河ダム)	0.0	1.8	1.8
支川	チュウシベツ川(美利河ダム)	0.0	2.0	2.0
計				12.8

## 2. 規制の方針

## 1) 美利河ダム(後志利別川、ピリカベツ川、ニセイベツ川、チュウシベツ川)

後志利別川の美利河ダム管理区間 KP51.4~56.6、ピリカベツ川、ニセイベツ川は規制区間とする。

後志利別川の美利河ダム管理区間 KP51.0~51.4、チュウシベツ川は禁止区間とする。

[理由]

後志利別川の美利河ダム管理区間 KP51.4~56.6 及び支川ピリカベツ川、支川ニセイベツ川は第18次計画期間中に堆砂掘削を実施する計画とはなっていないが、ダム管理上支障とならない箇所に関しては貯水池維持管理を砂利採取にて対応するため規制区間とする。

美利河ダム管理区間 KP51.0~51.4、については、降下遡上魚対策の護岸が設置されていることから禁止区間とする。

チュウシベツ川については、サクラマスの遡上産卵河川であり、生態系への影響が懸念されることから継続して禁止区間とする。



